

平成16年12月15日

熊本県知事 潮谷 義子 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 <委員長の署名、捺印>

平成16年度報告について

本年度再評価審議対象事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成16年度報告書

平成16年12月15日

別紙「平成16年度再評価対象事業箇所一覧表」の各事業に対し、平成16年7月30日から平成16年12月3日まで7回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である県に対し下記のとおり意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した6事業14箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

別紙

平成16年度再評価対象事業箇所一覧表

整理 番号	事業 種類	路線名河川 名地区名等	事業名	事業箇所	委員会 意見
1	道路	国道501号	道路改築事業（飽田バイパス）	熊本市	継続
2	道路	国道443号	道路改築事業（日和瀬バイパス）	甲佐町	継続
3	道路	一般県道 田迎木原線	地方道路交付金事業	熊本市・嘉島町	継続
4	道路	一般県道 戸島熊本線	地方道路交付金事業	熊本市	継続
5	河川	黒川	広域基幹河川改修事業	阿蘇町・一の宮町 長陽村	継続
6	河川	白川	広域基幹河川改修事業	熊本市	継続
7	河川	除川	統合二級河川整備事業	熊本市	継続
8	ダム	氷川ダム	治水ダム建設事業（再開発）	泉村	継続
9	ダム	姫戸ダム	河川総合開発事業	上天草市	継続
10	下水道	八代北部	広域下水道事業	鏡町他3町	継続
11	海岸保全	鍋	海岸保全施設整備事業	岱明町	継続
12	海岸保全	白州	海岸保全施設整備事業	栖本町	継続
13	海岸保全	久留	公有地造成護岸等整備事業	河浦町	継続
14	林道	阿蘇東部線	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 ふるさと林道緊急整備事業	高森町・波野村	継続

【議論の概要及び付帯意見】

1 国道501号飽田バイパス道路改築事業

国道501号は、県北部と熊本市、さらには県南部とを結び地域間の交流促進を図るうえで重要な路線であるが、当事業区間では、線形が不良で、かつ大型車の離合も困難である。このため早期完成に努めること。

なお、周辺住民と十分な協議調整を図りながら事業を実施すること。

2 国道443号日和瀬バイパス道路改築事業

国道443号は、県央地域と熊本都市圏を結び地域間の交流促進を図るうえで重要な路線であるが、現在の日和瀬橋は老朽化していることから早急な架け替えが必要である。そのため、コスト縮減に努めて、早期完成を図ること。

3 一般県道田迎木原線地方道路交付金事業

一般県道田迎木原線は熊本中心部と県南部地域とを連絡する主要な幹線道路であるとともに沿線地域にとっては、日常生活を支える生活道路でもあるが、線形不良、幅員狭小で渋滞が著しい状況にある。そのため、未買収地の用地交渉を早期に解決し、コスト縮減に努めて、早期供用開始を図ること。

4 一般県道戸島熊本線地方道路交付金事業

自転車歩行者道の整備においては、歩行者・自転車利用者の安全を確保するとともに、ユニバーサルデザイン化を促進し、今後のモデルケースとなるよう努めること。

また、事業の推進においては、コスト縮減に努め、周辺住民との十分な協議調整をおこない促進を図ること。

5 黒川都市広域基幹河川改修事業

6 白川都市広域基幹河川改修事業

7 除川統合二級河川整備事業

上記3事業については、洪水氾濫が発生した場合甚大な被害を受けることから、安全性の向上と災害発生の防止を図るため、今後とも潤いのある水辺環境の形成・自然環境の保全(河畔林等)に十分配慮し、事業の促進に努めること。

8 氷川ダム治水ダム建設事業(再開発)

氷川ダムは、治水と利水の目的を併せ持つ多目的ダムであり、地域にとって重要な社会的基盤の一つである。このため、今後もコスト縮減に努めて、早期完成を図ること。

9 姫戸ダム河川総合開発事業

岩下川河川総合開発事業については、事業継続とするが、利水計画については、地元状況の再確認を行うとともに、共同事業者としての調整を十分に図ること。

なお、水道計画の変更や社会経済情勢の変化等により、事業計画の大幅な見直しが生じた場合、事業主体として事業内容の再評価をおこなうこと。

1 0 八代北部流域下水道事業

本事業は、快適な住環境の整備と公共用水域の水質保全に寄与する重要な事業であり、その取り組みにあたっては関連 4 町と連携を図り、効果的な整備に努めること。

1 1 鍋海岸保全施設整備事業

1 2 白州海岸保全施設整備事業

上記の 2 事業については、関係市町も事業の着実な推進を要望しており、高潮・波浪等による被害から、背後農地や国土を守るための必要な事業であると理解できる。 海域環境の悪化が懸念されており、環境への影響に特段の配慮をしながら事業を進めること。

1 3 久留公有地造成護岸等整備事業

本地区は、国営干拓事業の廃止合意や地元の意向を受け、国営事業に代わる地域振興策の具体化や背後地の安全性の向上などを目指し取り組まれているものであり、当面、老朽化している既設堤防の補強補修を行いながら、新設護岸について、地元との意見交換や環境への影響についての検討に努めること。

なお、県の環境アセス手続きを終え、新設護岸工事に着手する場合には、再評価を行うこと。

1 4 阿蘇東部線フォレスト・コミュニティ総合整備事業 / ふるさと林道緊急整備事業

当林道は、波野村と高森町の適正な森林整備の促進、森林資源の有効活用に必要な路線であり、更に、山村の生活環境改善にとっても重要な路線となっている。

このため、今後もコストの縮減に努めて、早期完成を図ること。

平成16年12月15日

人吉市長 福永浩介 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 <委員長の署名、捺印>

本年度再評価審議の依頼を受けた貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成16年度報告書

平成16年12月15日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成16年7月30日から平成16年12月3日まで7回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料及び説明を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	委員会意見
都市計画 道路	紺屋町南町線 他1線	街路事業	人吉市	継続

【議論の概要及び付帯意見】

紺屋町南町線外 1 線街路事業

紺屋町南町線は人吉市の都市圏を形成する重要な幹線道路であるが、現橋梁は老朽化しているため事業の早期完成につとめること。

なお、本線は市民の生活道路としても機能しているため、地域住民と十分な調整を図りながら事業を実施すること。

平成16年12月15日

小川町長 松永信雄 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 <委員長の署名、捺印>

本年度再評価審議の依頼を受けた貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成16年度報告書

平成16年12月15日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成16年7月30日から平成16年12月3日まで7回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料、説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	委員会意見
下水道	小川	公共下水道事業	小川町	継続

【議論の概要及び付帯意見】

小川町公共下水道事業

本事業は、快適な住環境の整備と公共用水域の水質保全にかかすことのできない重要な役割を担っている。このため、県や関係他町と連携を図りながら、効果的な整備に努めること。

平成16年12月15日

千丁町長 市村慎一 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 <委員長の署名、捺印>

本年度再評価審議の依頼を受けた貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成16年度報告書

平成16年12月15日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成16年7月30日から平成16年12月3日まで7回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料及び説明を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	委員会意見
下水道	千丁	特定環境保全 公共下水道事業	千丁町	継続

【議論の概要及び付帯意見】

千丁町特定環境保全公共下水道事業

本事業は、快適な住環境の整備と公共用水域の水質保全にかかすことのできない重要な役割を担っている。このため、県や関係他町と連携を図りながら、効果的な整備に努めること。

平成16年12月15日

鏡町長 福島達期 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 <委員長の署名、捺印>

本年度再評価審議の依頼を受けた貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成16年度報告書

平成16年12月15日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成16年7月30日から平成16年12月3日まで7回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料及び説明を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	委員会意見
下水道	鏡	公共下水道事業	鏡町	継続

【議論の概要及び付帯意見】

鏡町公共下水道事業

本事業は、快適な住環境の整備と公共用水域の水質保全にかかすことのできない重要な役割を担っている。このため、県や関係他町と連携を図りながら、効果的な整備及び事業推進に努めること。

平成16年12月15日

竜北町長 浜田洋 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 <委員長の署名、捺印>

本年度再評価審議の依頼を受けた貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成16年度報告書

平成16年12月15日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成16年7月30日から平成16年12月3日まで7回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料及び説明を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	委員会意見
下水道	竜北	特定環境保全 公共下水道事業	竜北町	継続

【議論の概要及び付帯意見】

竜北町特定環境保全公共下水道事業

本事業は、快適な住環境の整備と公共用水域の水質保全にかかすことのできない重要な役割を担っている。このため、県や関係他町と連携を図りながら、効果的な整備に努めること。

平成16年12月15日

あさぎり町長 犬童卓一郎 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 <委員長の署名、捺印>

本年度再評価審議の依頼を受けた貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成16年度報告書

平成16年12月15日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成16年7月30日から平成16年12月3日まで7回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料及び説明を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	委員会意見
下水道	あさぎり	特定環境保全 公共下水道事業	あさぎり町	継続

【議論の概要及び付帯意見】

あさぎり町特定環境保全公共下水道事業

本事業は、快適な住環境の整備と公共用水域の水質保全にかかすことのできない重要な役割を担っている。このため、県や関係町村と連携を図りながら、効果的な整備に努めること。

平成16年12月15日

菊池市長 福村三男 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 <委員長の署名、捺印>

本年度再評価審議の依頼を受けた貴市所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成16年度報告書

平成16年12月15日

下記の貴市所管公共事業に対し、平成16年7月30日から平成16年12月3日まで7回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴市に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料及び説明を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	委員会意見
公園	菊池公園	都市公園事業	菊池市	継続

【議論の概要及び付帯意見】

菊池総合公園都市公園事業

本公園は、桜の名所として菊池神社と一体となった総合公園であり、地域のシンボルとして、また観光資源として地域の振興に貢献するものと思われ、整備は必要と判断される。

今後、早期の完成と観光振興に寄与するような利活用対策、また、経済的な施設整備を検討し、整備費及び維持管理費のコスト縮減に努めること。

平成16年12月15日

芦北町長 竹崎一成 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 <委員長の署名、捺印>

本年度再評価審議の依頼を受けた貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成16年度報告書

平成16年12月15日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成16年7月30日から平成16年12月3日まで7回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料及び説明を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	委員会意見
公園	芦北海浜 総合公園	都市公園事業	芦北町	継続

【議論の概要及び付帯意見】

芦北海浜総合公園都市公園事業

本公園は、施設の形態及び利用状況から、芦北地域の観光資源として地域の振興に貢献するものと思われ、整備は必要と判断される。

今後、レクリエーション施設の充実と共に、周辺の同様の施設と一体的な観光振興を図ることとし、併せて維持管理費のコスト縮減に努めること。